

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置しました。委員の任期は2年であり、平成26年4月には、第3期（平成26年4月1日～平成28年3月31日）の委員として10名が就任され、会長に宇賀克也東京大学大学院法学政治学研究科教授を選出しました。

平成27年度は、審議会が5回開催され、「行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について」、「類型答申の見直しについて」及び「事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について」の3件が諮問されました（答申3件）。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価（基礎項目評価書）について5件の報告を受けました。

なお、市町村課が事務局となる住民基本台帳法関係の本人確認情報の保護に関する事項に係る諮問はありませんでした。この他、特定個人情報等の安全管理に関する規程の整備について、行政不服審査法の改正に伴う神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の一部改正や神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正等について報告を受けました。

また、実施機関に関する個人情報取扱事務の登録等について、審議が行われました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 2 8 回 全 体 会	平成27年 5月27日(水)	1 行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応に係る諮問について（情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第54条関係） 2 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 3 その他
第 2 9 回 全 体 会	平成27年 7月22日(水)	1 行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応に係る諮問について（情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第54条関係） 2 類型答申の見直しに係る諮問について（個人情報保護条例第54条関係） 3 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項関係） 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）
第 3 0 回 全 体 会	平成27年 9月17日(木)	1 類型答申の見直しに係る諮問について（個人情報保護条例第54条関係） 2 特定個人情報等の安全管理に関する規程の整備について 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係）

第 全	3 体	1 回 会	平成27年 11月18日（水）	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正に係る諮問について（個人情報保護条例第47条関係） 2 特定個人情報保護評価 基礎項目評価書に係る報告について（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第26条第1項関係） 3 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 4 その他 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲を定める条例の概要について、平成26年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について
第 全	3 体	2 回 会	平成28年 3月25日（金）	<ol style="list-style-type: none"> 1 審議会の運営（事業者における個人情報の取扱いに関する神奈川県情報公開・個人情報保護審議会の審議要領の一部改正）について 2 行政不服審査法の改正に伴う神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の一部改正について 3 神奈川県情報公開・個人情報保護審議会規則の一部改正について 4 個人情報取扱事務の登録等に係る報告について（個人情報保護条例第7条関係） 5 平成27年度個人情報保護に係る事業者研修事業（研修講師派遣事業・事業者研修会）について

2 審議会の審議状況

(1) 情報公開制度、個人情報保護制度の見直しに係る諮問に関する審議状況

ア 平成27年5月27日付け情公第1号で知事から諮問された神奈川県情報公開条例第30条第2項及び神奈川県個人情報保護条例第54条の規定に基づく行政不服審査法の改正に伴う情報公開・個人情報保護に関する不服申立制度における対応について、第28回審議会（平成27年5月27日）及び第29回審議会（同年7月22日）において継続して審議しました。

平成26年6月13日に行政不服審査法が、公正性の向上及び使いやすさの向上の観点から、制定以来50年ぶりに抜本的に改正されたことに伴い、神奈川県情報公開条例及び神奈川県個人情報保護条例の不服申立制度に関する規定について必要な改正を行うため、諮問したものです。

行政不服審査法の主な改正内容としては、公正性の向上に向けて、審理員による審理手続の導入及び第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続の導入が、また、使いやすさの向上に向けて、異議申立て手続を廃止し、原則として審査請求に一元化することによる手続保障水準の向上、主観的審査請求期間の60日から3か月への延長、標準的な審理期間の設定による審理の迅速化などが挙げられます。

現行の情報公開審査会又は個人情報保護審査会は、情報公開又は個人情報保護に関する制度及び地方自治に関し学識経験を有する外部委員で構成され、インカメラ審理等による調査権限を行使して公正かつ客観的に公開の可否を判断するなど、すでに審査請求に係る実質的な審理を第三者機関により行うことが制度上確保されています。このことから、審理員による審理手続の適用を除外する場合に該当すると認められ、改正法第9条第1項ただし書に基づき、改正法第9条第1項本文の適用を除外とする「特別の定め」を情報公開条例及び個人情報保護条例に設けることが妥当であると判断されました。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第32号）をいただきました。

イ 平成27年7月15日付け情公第6号で知事から諮問された個人情報保護条例第54条の規定に基づく類型答申の見直しについて、第29回審議会（平成27年7月15日）及び第30回審議会（同年9月17日）において継続して審議しました。

従前、個人情報の本人収集等の原則に関し、神奈川県個人情報保護条例で定める適用除外規定に該当しないため審議会の意見を聴く必要がある個人情報の取扱いのうち、複数の室課所で共通に行われる個人情報の取扱いである場合には、実施機関ごとにその取扱いの共通事項を取りまとめた上で審議会へ諮問し、「類型」として答申をいただき、ひとつの適用除外事項として運用をしてきましたが、平成26年11月26日付けの個人情報保護制度の見直しに係る審議会からの答申に基づき同条例を改正したことを受け、各実施機関と類型答申の見直しについて調整を行いました。この調整が整ったことから、他の実施機関に対する類型答申も含めてその見直しについて、同条例第54条の規定に基づき、諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第33号）をいただきました。

(2) 個人情報取扱いの指針に関する審議状況

平成27年10月29日付け情公第9号で知事から諮問された個人情報保護条例第47条の規定に基づく事業者がその事業活動に伴って行う個人情報の取扱いのよりどころとなる指針の改正について、第31回審議会（平成27年11月18日）において審議しました。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が平成27年10月5日に施行され、個人番号を含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）については、収集・利用・提供等の各場面において一般の個人情報よりも厳格な規制が及ぶこと、また、事業者における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインが国により制定されたことから、特定個人情報について、本指針の対象から除外することについて諮問したものです。

審議の結果、諮問の内容は適当である旨答申（第34号）をいただきました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(50音順、平成28年3月31日現在)

氏名	現職	備考
石井 夏生利	筑波大学大学院図書館情報メディア系准教授	
井上 秀子	一般社団法人全国高等学校PTA連合会理事	
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	会長
柏尾 安希子	神奈川新聞社統合編集局文化部デスク兼論説委員	
塩入 みほも	駒澤大学法学部政治学科准教授	副会長
鈴木 和夫	神奈川県社会福祉協議会理事・事務局長	
沼野 伸生	株式会社沼野Associates 代表取締役	
前田 一	弁護士（横浜弁護士会）	
松崎 嘉子	神奈川県消費者団体連絡会幹事	
湯淺 壘道	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授	

任期 平成26年4月1日～平成28年3月31日

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会から答申を受けている事務数等整理表

(平成2年4月1日～平成28年3月31日現在)

区分 実施機関	県保有関連案件												民間保有関連案件			住 基 案 件 諮 問 件 数	制 度 改 善 諮 問 件 数	番 号 利 用 法 諮 問 件 数									
	6条		8条		9条		10条			計	旧 28 条 是 正 申 出 諮 問 件 数	47条	旧48条	旧51条													
	取扱 制限 事項		本人外 収集		目的外 利用 ・提供		オンライン 結合					個人 情報 取扱 いの 指 針 諮 問 件 数	業務 登録		同 変 更												
	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	類 型	個 別	変 更	類 型	個 別		変 更	諮 問 件 数	諮 問 し た 登 録 業 務				諮 問 件 数								
知事	7	18	12	57	9	32	4	18	2	32	125	2	1	5 (1)	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	6 (2)	2							
議会	6	1	7	4	9	-	3	7	1	25	12	1	-														
公営企業 管理者	6	-	7	11	9	7	3	3	-	25	21	-	-														
教育 委員会	7	5	11	15	10	1	4	7	1	32	28	1	4														
人事 委員会	6	-	7	4	9	-	3	2	-	25	6	-	-														
監査 委員	4	-	8	6	7	-	1	2	-	20	8	-	-														
公安 委員会	1	-	1	-	1	-	-	1	-	3	1	-	-														
警察 本部長	9	4	11	4	11	1	2	1	-	33	10	-	-														
労働 委員会	7	-	11	3	9	-	2	-	-	29	3	-	-														
選挙管理 委員会	7	-	11	4	9	-	3	5	-	30	9	-	-														
収用 委員会	7	-	11	4	9	-	1	-	-	28	4	-	-														
海区漁業 調整委員会	7	-	11	3	9	-	2	2	-	29	5	-	-														
内水面漁場 管理委員会	7	-	11	3	9	-	2	1	-	29	4	-	-														
県立病院 機構	7	16	11	19	9	7	4	4	-	31	46	-	-														
合 計	88	44	130	137	119	48	34	53	4	371	283	4	5	5 (1)	128	[件数] 14,536 [事業者数] 8,207	19	8	6 (2)	2 (2)							

備考 () 内は27年度の件数で内数。